

安全の手引き

2024年8月

在ルクセンブルク日本国大使館

I はじめに

これまでルクセンブルクは近隣諸国の中でも比較的治安の良い国と言われてきましたが、最近治安が徐々に悪化しており、在留邦人も被害者となる事件が時折発生しています。こうした中、この手引きは、危険を事前に回避し、安心して滞在するために日頃から心がけておく方が良いことをまとめています。当地に滞在される際の参考になれば幸いです。

II 防犯の手引き

1 ルクセンブルクの治安

(1) ルクセンブルク治安状況

警察当局によると、2023 年中、警察が記録した犯罪件数は 40,293 件(前年比 6.4 パーセント増)となっています。全ての犯罪のうち、4分の1以上(18,579 件)は、スリや万引きなどの単純な窃盗で、空き巣は、2022 年と比べ減少していますが、共有の地下倉庫やガレージなどが被害に遭うケースが増えています。また、強盗事件は、591 件から 566 件に減少していますが、傷害事件は、2,967 件から 3,339 件に増加しています。詐欺事件も、オンライン詐欺の増加に起因して 2,299 件から 4,689 件に増加しています。殺人事件は、2021 年に 3 件、2022 年に 9 件、2023 年に 4 件発生しています。麻薬関連の犯罪は、2022 年より減少しているものの、3,129 件 187 人が逮捕されています。

(2) 特に注意すべき地域

ルクセンブルク市内ボンヌボア (Bonnevoie) にあるルクセンブルク駅周辺の地区は、麻薬の密売人等が逮捕される麻薬関連事件のほか暴力事件や窃盗事件が発生するなど国内で最も治安の悪い地区となっています。夜間はもちろんのこと、日中であっても通行には十分な注意が必要です。

(3) 邦人の被害状況

邦人が被害者となる事件も残念ながら時折発生しています。実際に過去に発生した事例は、以下のとおりです。

- ルクセンブルク市内において、夜行バスに乗車するため、深夜、バス停付近を歩いていたところ、見知らぬ男性に「スマートフォンを貸してほしい。」などと声を掛けられた後、暴行を受け、パスポート・クレジットカード・現金等が入ったショルダーバッグやスマートフォンを盗まれた。(2023 年)
- ルクセンブルク市街地の観光地において、邦人旅行客が背負っていたリュックから貴重品を盗まれるスリの被害に遭った。(2023 年)
- ルクセンブルク市内のアパート上層階に住む在留邦人が数時間の外出中に空き巣の被害に遭った。(2023 年)
- ルクセンブルク市内において、外出から戻ると自宅木製玄関ドアが錠前ごとこじ開けられており、旅券等を盗まれた。(2022 年)
- ルクセンブルク市内中心部において、カバンを肩に提げて歩いていたところ、気

づかないうちにカバンに入れていた携帯電話を盗まれた。(2022年)

2 防犯の基本的な心構え

(1) 安全のための三原則の遵守

「自分と家族の身は自分で守る」という心構えをもって、安全のための以下の三原則を念頭において行動することが大切です。

ア 「目立たない」

その時々に合わせて服装で周囲にできるだけ溶け込み、所持品等の携行方法にも注意工夫してください。まずは、狙われないようにすることが重要です。

イ 「行動を察知されない」

出通勤、買い物の時間や道順の定型的なパターンをできるだけ回避してください。また、休暇等による自宅の長期不在も同様に外部に分からないよう配慮してください。

ウ 「警戒心を怠らない」

常に周囲の状況確認を怠らず、隙を見せないようにしてください。

(2) 治安状況や安全対策に関する情報収集

治安状況や安全対策等に関する情報を事前に入手しておくことは防犯にとって有益ですのでインターネット等を活用した情報の収集をお願いします。

(3) 予防（最良の危機管理）

事件・事故に巻き込まれてからでは遅いので、予防こそが最良の危機管理です。予防のために必要な努力を惜しまないようにすることが重要です。

(4) ネットワーク作り

会社関係、邦人関係、ルクセンブルク人の知人や信頼できる近隣者等とのネットワークを作っておくことで、自然と様々な情報が入ってきます。

3 具体的な防犯対策

空き巣、車上狙い、置き引きなどの犯罪被害に遭わないために、各犯罪に対する予防策について紹介します。

(1) 外出時の防犯対策

ア 屋外では、ひったくり、置き引き、スリ等、所持品を狙った盗難が国内各地で発生しています。防犯対策として、次のようなことに注意して下さい。

- 特に夜間は、一人歩きや人通りの少ない路地等の通行、過度に混雑する場所への立ち入りを極力避ける。
- 道路の建物側に寄って歩き、所持品は建物側にくるようにする。
- バッグ類はなるべく小さめで口が頑丈な物（ホック式よりジップ式）を使用し、常に自分の身から離さない。
- 所持金品は必要最小限に止め、現金等をむやみに人前で出さない。
- 貴重品は分散してボタン付きの内ポケットに所持する等の工夫をする。

- 周囲の状況が「怪しい」とか「おかしい」と思ったら、早急にその場から離れる。
- イ 自動車盗・車上狙い等乗り物を対象とした窃盗事件も国内各地で発生しています。このような犯罪には次のような対策が考えられます。
 - 駐車する場合は確実にドアをロックするとともに、外部から見える場所にバッグ等を置かない。
 - 監視のない路上駐車は出来るだけ避け、管理者のいる駐車場の利用を心掛ける。
 - 盗難防止警報機を設置する。
 - 自宅車庫に駐車した際は、確実にシャッターを閉める。

(2) 住居における防犯対策

空き巣、忍び込み等他人の住居に侵入して行われる窃盗犯は、凶器（侵入用具、刃物、銃器等）を所持しているケースが多く、犯人が居直れば強盗や傷害、更には殺人につながる可能性があります。被害に遭わないために次のような防犯設備強化や防犯意識を持つことが大切です。

ア 防犯設備の強化

住宅の防犯設備を強化することにより、犯罪防止効果は向上します。当国警察が指導しているのは次のような点です。

- 外部に面した扉の強化（例：金属製ドアの使用、施錠部を複数にする、破壊し難い鍵を使用する等）
- 窓の強化
- アラームシステムの導入
- ライトによる防犯（例：センサー感知式ライトの設置等）

イ 防犯意識の向上

- 窓、扉の施錠を十分に行い、侵入しやすい部分には複数の錠をつけ、夜間や留守中は錠戸やシャッターを確実に閉める。
- 玄関のドアは、オートロックであっても物理鍵との2段階施錠を確実にする（オートロックだけよりも侵入のリスクを軽減できます）。
- 不審者（車）に対する警戒心を持ち、不意の訪問者を安易に自宅に入れない。
- 貴重品は数カ所に分けて保管する等の工夫を行い、パスポート・運転免許証等重要物品はそのコピーを別に保管する。
- 夕刻・夜の外出時には室内の照明を点けたままにして、家人在宅を装う。

4 交通安全対策

(1) 交通事情

車両の右側通行をはじめ、法規や習慣面で日本とは異なる点が多々ありますので注意が必要です。また、高速で走行する車両が多くみられますが、監視カメラ等による速度違反の取り締まりが行われており、厳しい罰則が設けられています。食事等で飲酒した後、車を運転して帰宅する人も見られますが、飲酒運転にも厳しい罰則が設けられてい

まず、飲酒運転に寛容な国だという認識は持たないで下さい。

(2) 交通事故

人身事故の場合、まずは人命救助が第一です。救急車を呼び、警察に連絡するとともに、必要があればその場で応急措置をとってください。

物損事故の場合、通常警察は介入せず、当事者間で事故調書（保険請求用）を作成しますが、双方の言い分が食い違う場合等、状況によっては警察を呼んだり、保険会社に連絡したりする必要があります。また、事故の相手を身分証明書等で確実に確認すると共に、相手の車のナンバーをメモすることも忘れないで下さい。

ルクセンブルク警察 HP：（事故や故障が発生したときの対処方法）

<https://police.public.lu/en/prevention/securite-routiere/comportement-accident.html>

5 テロ・誘拐対策

(1) 近年、ルクセンブルクでは、テロと認定された事件は発生していませんが、当国警察は、2023年4月、テロ組織のメンバーを名乗る者に資金を送金した容疑で4人の自宅を捜査しており、また、2020年2月、海外の情報機関から情報提供を受けて、爆発物を製造するための材料をインターネットで購入した若い男を逮捕するなど、ルクセンブルクではテロが発生しないとは言えません。近隣国においては、近年でも被害者が複数に及ぶテロ事件が発生していますので、テロはどこでも起こりうるという認識を持つとともに、万が一テロの発生現場に遭遇した場合は、現場から離れることを優先して下さい。

(2) 身代金等を目的とした誘拐事件についても、近年は国内における発生はありませんが、世界各地で身代金目的等の誘拐事件が発生しています。

外務省 HP：テロ事件に巻き込まれないための基本予防策と対処法

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/counter-terrorism.pdf>

外務省 HP：海外における脅迫・誘拐対策

https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/pamph_04.pdf

6 被害にあった場合の処置

(1) 被害にあった場合の措置

いかに防犯対策を講じても、被害を防止できない場合もあります。被害にあった時に取るべき基本的な措置は以下のとおりです。

- 犯人と直面した場合はむやみに抵抗せず、身体の安全を最優先する。
- 帰宅時、自宅の異変に気づいたら、中に入らず警察に通報し、その到着を待つ。
- 被害後直ちに警察に通報するとともに、キャッシュカード類は悪用されないよう発行元に早急に連絡する。
- 犯行を目撃した場合、記憶が鮮明なうちに、犯人の特徴、使用車両のナンバー等をメモに残す。

○ 被害にあった室内・車内等は、警察による指紋採取等に備え必要以上に触らない。

(2) 警察・消防及び救急車の連絡先

事件や事故等で警察を呼ぶ場合には 113 番に、救急車や消防等の救援を求めたい場合は 112 番に電話して下さい。

当国内の警察及び病院に関する情報については次のリンク先をご確認下さい。

警察：<https://police.public.lu/fr/votre-police/postes-police.html>

病院：<http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/ryoji/iryo/hospitais.pdf>

(3) 盗難被害

ア 盗難被害にあった場合は警察に届け出て下さい。保険金を請求する場合や旅券を再発行する場合には警察が発行する盗難証明書が必要ですので、警察に同証明書を申請して下さい。警察へ届出をする際に役立つように日仏二か国語で作成したフォーマットを大使館のホームページに掲載していますので参考にして下さい。

警察届出用フォーマット：

<http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/ryoji/seikatu/higaisetumei.pdf>

イ 旅券を盗難・紛失した場合の再発行

下記外務省ホームページを参照してください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_5.html#03

ウ 緊急時の言葉（フランス語）

「助けて！」＝オー・スクール！（Au secours！）

「泥棒！」＝オー・ヴォルール！（Au voleur！）

Ⅲ 緊急事態への対処

1 平時の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

大規模な洪水や原子力事故などの緊急事態が発生した場合、大使館では邦人の方々に関連情報を迅速に提供するよう努め、また、安否確認を行う場合がありますので、平時から邦人の方々との連絡体制を整備しておく必要があります。

ア 在留届は、大使館が邦人の方々の緊急時の連絡先を把握するために非常に役立っています。旅券法で提出が義務づけられていますので、3か月以上当地に滞在する予定の方は必ず大使館へ在留届を提出してください。また、ご家族の帰国、転居等在留届の記載内容に変更があったときにも、必ず大使館に連絡してください。在留届は外務省ホームページから登録することができます。

外務省 ORRnet：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

イ 3か月以内の短期滞在や旅行等で他国へ赴く場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。登録された方は、滞在先の最新の危険情報や緊急事態発生時の連絡メールを大使館から受け取ることができますので、是非活用して下さい。

外務省たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

ウ 普段から緊急事態の発生に備え、家族間、企業内での緊急連絡方法等を決めておい

てください。

(2) 緊急事態における携行品、非常用物資の準備

ア 旅券のほか、最低限必要な現金は、直ちに持ち出せるようしておく必要があります。

イ 緊急時には一定期間自宅での待機を余儀なくされることもあります。非常用食品、医薬品、燃料などを家族構成にあわせ平時から準備しておくことが望まれます。

緊急事態に備えてのチェック・リスト：

<https://www.lu.emb-japan.go.jp/files/100500361.pdf>

(3) GouvAlert

ルクセンブルク政府による危機管理用アプリ (GouvAlert) では、平時の情報収集から緊急時の対応まで掲載されていますので、ご利用ください。

GouvAlert : <https://www.infocrise.lu/fr/gouvalert/>

2 緊急時の行動

(1) 心構え

平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることのないように注意してください。

(2) 情報の把握

ア 緊急事態発生の際には、ルクセンブルク政府発表 (GouvAlert) 、当地報道、インターネット、ラジオなどによる正確な情報収集を心がけてください。特にラジオはインターネット等が使えなくなってしまった場合でも使用できる情報収集手段として重要性が見直されています。

イ 大使館からの情報は、メールやホームページを通じて提供します。

在ルクセンブルク日本国大使館ホームページ：

https://www.lu.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(3) 大使館との連絡等

ご自身やご家族又は他の在留邦人に危害が及んだとき、またはそのおそれがある場合には、迅速にその状況を大使館にお知らせください。

また、緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることが必要となります。場合によっては、大使館から在留邦人の皆様に種々のお願いをすることもあるかと思しますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

大使館連絡先

住 所： 62, Avenue de la Faïencerie, L-1510 Luxembourg

電 話： 46 41 51 1

Eメール： embjapan@lx.mofa.go.jp